

教育公務員特例法中
直轄機関の研究に従事する公務員に関する改正案示(2)

5-13
41

大学学術局学術課
二六、二、六

村上 9

○法第二十二条中「職務を行う者」の下に「文部省設置法(昭和三十四年法律第百四十六号)第十三条に掲げる機関(日本芸術院を除く)並びに文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十條に掲げる国立博物館及び研究所の長及びその職員のうちもつぱり研究又は教育に従事する者」を加える。

今第三條に次の一條を加える。

第三條の二 文部省設置法(昭和三十四年法律第百四十六号)第十三條に掲げる機関(日本芸術院を除く)並びに文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十條に掲げる国立博物館及び研究所の長及び職員のうちもつぱり研究又は教育に従事する者(職員という。以下同じ。)は任命権者が指定する職にある者である。

○前項に規定する機関の長及び職員については、法第四條第十一項、第七條、第十一條第一項、第十二條第一項、第十九條、第二十條及び第二十一條の規定を準用する。この場合において、これらの場合中「大学管理機関」又は「所轄庁」とあるのは、次の各事項にあつては任命権者と

一、第四條第一項・第十二條第一項にあつては、機関の長については任命権者、との他の職員については所属機関の長。
二、第七條第十一條第一項・第十九條・第二十條及び第二十一條にあつては任命権者。

(別表参照)

別表

改正案 第二条の二の第三項 讀み替え表

條項	第四條第一項	第五條第一項	第六條第一項
第七條	「大學管理機關」	「任命権者」	「讀み替える事項」
第十條 第十九條			1. 機関の長はあつては 2. 下の役員にあつては 所屬機関の長
第二十條			
第二十一條			

大日本帝国政府

一、もつばら研究又は教育に從事する者の範囲を定め之と
とくつとは文部省に於ける所の形で定め、つては
考究書院の者、資料を有する者、十人以上に於ける者等
也。

（用例）

一、清洋精元机既往化即推考之すと。
二、準用上不分明者考究書院の者、校考之すと。
三、政令は「」とすり、考究書院の者、
六、研究書院の者、考究書院の者、考究書院の者等
也。

大日本帝國政府

十二年
接用、昇任

土
木
水
火
金
木
火
水
金
木
火
水
金

十二年
乙卯歲
歲次壬午
歲次癸未
歲次甲子

十九
年
九
月
廿
四
日
午
時
丁
未
子
午

卷之三

A

卷之三

THE JOURNAL OF CLIMATE

卷之三

卷之三

(國定規格B5二八三×三五七紙)

文 部 省

昭和 26 年 2 月 8 日

國立教育研究所
菊川暢純

文部省大字字爵局字爵課

同 聲 連

教育公務員特例法改正案について

2月2日オ一回直轄衙署所長会議にて
おいて議題となりました上記のことについて、
衙署に専従する直轄或はの公務員に関する改
正案の草稿を送附いたしますから御覧
願ひます。

なお、このことにつきまして下記のとおり
打合せ会を開催いたしますから御出席願いま
す。

記

日 時 2月7日(水) 午後 2時
場 所 大字字爵局字爵課

おつて、政令の適用範囲について更に明確に規定したい
旨、主管課から要請がありましたので記載いたします。

東京都千代田区霞ヶ関3丁目4番地
電話・銀座・571-5779
5781-5789

本件についての照会・回答には必ず
下記書類番号・月日を付けて下さい

V-32

教育公務員特例法中

直轄機関の研究に從事する公務員に関する改正案の要項

大學學術局學術課
(昭和二十六・二・三)

一、法 オ一二十二条中「職務を行う者」の下に「、文部省設置法（昭和二十四年法律オ百四十六号）オ十三条に掲げる機関（日本芸術院を除く。）並びに文化財保護法（昭和二十五年法律オ一百十四号）オ二十条に掲げる国立博物館及び研究所の長及びその職員のうちもつはら研究又は教育に從事する者」を加える。

二、令オ二条に次のような条項を加える

一、オ二条の二

法オ二十二条に掲げる機関の職員のうちこの法を準用するものについては、あらかじめ文部大臣の承認を得て所属機関の長がこれを指定する。

二、オ二条の三

法オ二十二条に掲げる機関の長及び前項によつて指定された職員については、法オ四条・オ七条・オ十一条・オ十二条・オ十九条・オ二十条及びオ二十二条の規定を準用する。これら条中大学管理機関または所轄庁とあるのは次の各号に従つて読み替えるものとする。

一、オ四条中 評議員会を直ぐ機関にあつては、機関の長については文部省所轄機関評議員会令（昭和二十四年七月十八日政令オ一百七十四号）の定めるところにより、文部大臣、評議員会を置かない機関にあつては文部大臣、職員については所轄機関の長

二、オ七条・オ十一条・オ十二条・オ十九条・オ二十条・オ二十二条中 機関の長については文部大臣、職員については所轄機関の長

なお、オ二十一条の改正条次のとおり

オ二十一条 教育公務員は、教育に関する他の職務を兼ね、又は教育に関する他の事業、若しくは事務に從事することが本務の遂行に支障がないと所轄庁において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に從事することができる。

2 前項の場合においては、國家公務員たる教育公務員にあつては國家公務員法オ百一条オ一項の規定に基く人事院規則又は同法オ百四条の規定による人事院の承認又は許可を要せず、地方公務員たる教育公務員にあつては地方公務員法オ三十八条オ二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。